

京都府警察サイバーセキュリティ戦略推進要綱の制定について（通達）

〔制定 平成28.2.18 例規務・総・生企・地域・刑企・交企・備一・市企第3号〕
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察におけるサイバーセキュリティ戦略の制定について（平成27.9.4：警察庁乙官発第13号、乙生発第7号、乙刑発第6号、乙交発第8号、乙備発第7号、乙情発第7号）の警察庁次長通達が示達されたことに伴い、みだしの要綱を下記のように定め、平成28年2月18日から実施することとしたから、警察組織の総合力を発揮した効果的な運用に努められたい。

なお、次に掲げる例規通達は、廃止する。

- 1 サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱の制定について（平成24.3.1：例規サ対・備一・総・務・生企・地域・刑企・交企・市企第3号）
- 2 京都府警察サイバー犯罪総合対策推進本部の設置及び運営について（平成24.3.1：例規サ対・総・務・生企・地域・刑企・交企・備一・市企第4号）
- 3 京都府警察サイバー捜査官育成推進要綱の制定について（平成26.1.30：例規務・総・生企・地域・刑企・交企・備一・市企第3号）

記

京都府警察サイバーセキュリティ戦略推進要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、情報通信技術の急速な発展に伴って深刻化しているサイバー空間における脅威に対して、京都府警察が保有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用する態勢を構築するなど、各部門が連携して警察組織の総合力を発揮するために必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

京都府警察におけるサイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる基本方針に基づき、推進するものとする。

(1) サイバー空間における脅威への対処能力の強化

サイバー空間における脅威に的確に対処するため、サイバー空間における情報の収集・分析機能及びサイバー攻撃に対する緊急対処態勢を強化するとともに、官民一体となった取締り環境を整備するなど、サイバー空間における脅威への対処能力を強化すること。

(2) サイバー空間における脅威の低減

民間事業者、行政機関、サイバーセキュリティに携わる団体及び教育機関（以下「民間事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティに係る適切な対策を促すための広報啓発活動に加え、サイバー犯罪の抑止に資する徹底した捜査活動、新たな捜査手法等の検討を推進することで、サイバー空間における脅威を低減すること。

(3) サイバー空間における脅威への対処に係る組織基盤の強化

複雑化・巧妙化するサイバー空間における脅威に対処する機関としての警察の質的・量的な能力の向上は、各部門にとって喫緊の課題であり、部門間の連携強化、体制の確保、警察職員の能力向上等により組織基盤を強化すること。

第2 推進体制

- 1 サイバー空間における脅威への総合的な対処能力を強化し、サイバー空間の安全と秩序の維持を図るため、警察本部に京都府警察サイバーセキュリティ戦略推進本部を設置する。
- 2 京都府警察サイバーセキュリティ戦略推進本部の編成、運用等に係る細部の事項については、別に定める。

第3 推進事項

第1の2に掲げる基本方針に基づく推進事項は、次のとおりとする。

1 サイバー空間における脅威への対処能力の強化

(1) 情報の収集・分析機能の強化

サイバー空間をめぐる情勢を踏まえ、最新のサイバー犯罪及びサイバー攻撃（以下「サイバー犯罪等」という。）の手口、技術の動向等について、平素から警察庁、近畿管区警察局及び他の都道府県警察（以下「関係警察機関」という。）との情報共有を徹底するとともに、民間事業者等及び有識者との情報交換を行い、違法情報（児童ポルノ、規制対象の薬物等の販売に関する情報等をいう。以下同じ。）及び有害情報（犯罪その他の違法行為を誘発するおそれがある情報をいう。以下同じ。）の把握、サイバーテロ及びサイバーインテリジェンス（情報通信技術を用いた諜報活動をいう。）の予兆並びに実態の把握、犯罪に悪用され得るサービス等の把握等のためのサイバー空間における情報の収集・分析機能を強化すること。

(2) サイバー攻撃に対する緊急対処態勢の強化

サイバー空間をめぐる情勢に応じ、京都府警察における部門間の連携体制の強化、重要インフラ事業者（国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に、国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生じるものに関する事業を行う者をいう。以下同じ。）等に対する事案発生時における警察への速報及び証拠保全についての働き掛け、重要インフラ事業者等との共同対処訓練の実施等により、サイバー攻撃発生時における緊急対処態勢を強化すること。

(3) サイバー空間をめぐる取締り環境の整備等

ア サイバー空間における脅威への対処に関し、民間事業者等及び有識者との協力関係の構築を推進するとともに、サイバー空間における事後追跡可能性の確保等の取締り環境の整備、サイバー犯罪等に悪用され得るサービス等の動向を踏まえた犯罪の発生及び犯罪被害の防止策を推進すること。

イ 国内外にまたがってまん延するボットネット（攻撃者の命令に基づき動作するプログラムに感染したコンピュータ及び攻撃者の命令を送信する指令サーバからなるネットワークをいう。）等のサイバー空間における犯罪インフラを始め、国境を容易に越えるサイバー空間における脅威に対処するため、警察庁を通じて国際機関及び外国の治安情報機関（以下「国際機関等」という。）との間における

捜査共助、職員派遣等の国際連携を推進すること。

2 サイバー空間における脅威の低減

(1) サイバー空間における脅威に立ち向かう社会全体の意識の向上

ア サイバー犯罪等による被害を防止するためには、警察の対処能力の強化のみならず、民間事業者等、インターネット利用者その他府民全体が適切な対策を実施することが重要であることから、サイバー空間における脅威の実態を把握し、対応するための官民一体となった啓発活動を推進すること。

イ 広報啓発活動により新たな手口を用いたサイバー犯罪を含む最新のサイバー空間における脅威の実態を広く知らしめることで、被害の未然防止及び拡大防止を図るとともに、民間の自主的な被害防止活動を促進すること。

(2) 高度な情報技術を用いたサイバー犯罪に対する戦略的な捜査の推進

高度な情報技術を用いたサイバー犯罪に対して、関係警察機関と連携し、犯人の検挙に向けた捜査を推進するほか、当該サイバー犯罪に係る組織的なつながり等の実態解明を推進するとともに、民間事業者等及び有識者と連携した被害防止活動に取り組むこと。

(3) 犯罪組織のサイバー犯罪への関与に係る実態の解明及び取締りの推進

インターネットを利用した組織的な児童買春周旋事犯、薬物密売事犯、偽造在留カードの取引事犯等が行われていることから、犯罪組織がサイバー犯罪に関与して得た収益を資金源としている実態についても留意し、関係警察機関と緊密に連携して、徹底した実態解明及び取締りを推進すること。

(4) 違法情報・有害情報対策の推進

ア 違法情報及び有害情報の流通の手段として、インターネットの悪用が深刻化していることから、関係警察機関と情報共有するとともに、民間事業者、行政機関及びサイバーセキュリティに携わる団体との連携により、違法情報及び有害情報の積極的な削除を促進すること。

イ 違法情報に係る取締り及び有害情報を端緒とした取締りに加え、合理的な理由なく違法情報の削除依頼に応じない悪質なウェブサイトの管理者に対する刑事責任の追及も視野に入れた積極的な措置並びに海外のウェブサイトにおける違法情報に係る国内の関係者の違法行為及びその放置又は助長に対する取締りを推進すること。

(5) 児童を対象とするインターネットを利用した性犯罪等に対する対策の推進

コミュニティサイト等の利用に起因した児童の犯罪被害を防止するため、関係警察機関との情報共有、ウェブサイトの管理者に対する働き掛け、民間事業者等との連携によるフィルタリングの普及促進、児童、保護者及び教育機関に対する犯罪被害の防止に係る広報啓発等を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノ事犯、児童買春事犯等の児童を対象とする性犯罪等に関する取締り及びサイバー補導を推進すること。

(6) サイバー攻撃に係る被害の拡大防止、捜査及び実態解明の推進

サイバー攻撃に対しては、関係部門が総合的かつ一体的な体制を確保し、対処するとともに、警察庁を通じた国際機関等との情報共有、民間事業者等との連携によ

る情報共有等により、迅速に被害の拡大防止、捜査及び実態解明を推進すること。

(7) 情報技術の解析を活用した捜査の推進

捜査部門は、情報管理課及び近畿管区警察局京都府情報通信部と平素から緊密に連携するとともに、サイバー犯罪の捜査上の課題の解決に資するような情報技術の解析に係る支援を求め、捜査方針の決定、証拠価値の評価、擬律判断等において情報技術の解析を活用した捜査を推進すること。

3 サイバー空間における脅威への対処に係る組織基盤の強化

(1) 部門間の連携強化

サイバー空間における脅威への警察の総合的な対処能力の強化を図るため、サイバー空間における脅威に対する司令塔機能を強化するとともに、総合的な戦略の下で、警察が保有する人的資源及び物的資源を横断的かつ効果的に活用し、各種取組における部門間の連携を強化すること。

(2) 人的基盤の強化

ア 民間事業者等及び有識者の知見等も活用しつつ、警察職員の採用、教養、人事管理等を戦略的に行い、能力を有する者の積極的な採用及び登用並びにサイバー犯罪等に対処する捜査員及び情報技術の解析に従事する職員の能力の更なる向上を図るとともに、体制の確保等を通じて、サイバー犯罪等への対処能力の底上げを図ること。

イ 民間事業者、大学等における警察職員の研修を推進するとともに、採用の段階から専門的な知識及び能力を有する優秀な人材を積極的に確保するほか、各部門におけるサイバー犯罪等の捜査を牽引する捜査員の育成を推進すること。

(3) 物的基盤の強化

情報通信技術の高度化、多様なサービスの勃興、大容量化した電子機器の普及等を背景に、サイバー空間における脅威が複雑化・巧妙化しており、その取締り及び解析のための資機材の質的・量的な充実が求められていることから、サイバー犯罪等への対策及びサイバー犯罪等の取締りのための情報技術の解析に必要な資機材を整備すること。

(4) 研究開発の推進

複雑化・巧妙化するサイバー空間における脅威への対処に必要な知識及び技術も高度化することから、新たなサイバー空間における脅威の出現に備え、対処態勢を強化するための先制的かつ効果的な対策の立案、新たな解析方法の導入等に資する研究開発を推進すること。

(5) 堅牢な情報セキュリティの実現

全ての警察職員の情報の取扱いに関する意識の向上、情報セキュリティインシデント（情報セキュリティの維持を困難とする事案をいう。）に対する対処態勢の強化等を図ることにより、警察に対するサイバー犯罪等による被害の未然防止又は最小化を図り、京都府警察におけるより堅牢な情報セキュリティを実現すること。

第4 配意事項

第3に掲げる推進事項の推進に当たっては、次の事項に配意すること。

1 情勢の変化を見据えた積極的な取組

サイバー空間と実空間の融合が高度に深化した「接続融合情報社会（実空間の物や人が、サイバー空間上の情報の自由な流通及びデータの正確な通信により物理的制約を超えて多層的につながることで、実空間とサイバー空間の融合が高度に深化した社会をいう。）」が到来しつつある中、犯罪に悪用され得るサービス、電子機器等が高度化するとともに、テロ組織の活動にインターネットが悪用されるなど、実社会の影響を含めたサイバー空間をめぐる情勢が急速に変化していることから、この変化を予測し、先制的に取締りのための環境の整備、技術基盤の強化等を図ること。

2 社会と一体となった対策の推進

サイバー空間の構築及びサービスの運用については民間部門が主体となって行っていることから、サイバー空間をめぐる情勢の把握及びその脅威への対処のため、警察が積極的に働き掛けて民間事業者等及び有識者と連携した対策を推進すること。

3 国及び組織の垣根を越えた連携の確保

(1) 国境を容易に越えるサイバー空間における脅威に対処するため、警察庁を通じて国際機関等と連携した捜査、抑止対策等を実施するなど、国際連携を強化すること

。

(2) 高度な知識及び技術を必要とし、被害が複数の都道府県にまたがって発生するサイバー犯罪等に対処するため、関係警察機関と連携した捜査及び抑止対策を推進すること。